

参考様式:同意書(評議員会の招集手続の省略)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 様

社会福祉法人〇〇〇会  
評議員 〇〇 〇〇 印

## 評議員会招集手続省略に係る同意書

社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条の規定に基づき、下記により評議員会を開催することについて同意します。

### 記

- 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時～
- 開催場所 社会福祉法人〇〇〇会 〇〇会議室
- 議題 〇〇〇〇について

#### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

(評議員会の招集の通知)

第182条 評議員会を招集するには、理事(社会福祉法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、評議員に対して、書面での通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(招集手続の省略)

第183条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。